平成 25 年 11 月 18 日

内閣官房長官
菅　義偉　殿

公益社団法人　日本農業法人協会
会長　藤岡　茂憲
水田農業ワーキンググループ

経営安定対策の見直しや多面的機能支払の創設にかかる意見・要望について

1.　現在、検討されている経営安定対策の見直しに関する意見

現状の米の需給状況を踏まえると米政策等の見直しは必要と考えます。また、自民党の公約を踏まえると、米の直接支払交付金の見直しも必要であることは認識しています。

しかしながら、水田農業を経営の中心としている土地利用型経営体では、政府からの交付金がなければ、経営費を賄えない状況にあり、米の直接支払交付金も、このような担い手の所得として経営に組み込まれ定着しているのが実態です。

こうしたなかで、現在、米の直接支払交付金の減額が検討されていますが、新聞では、5,000 円、7,500 円と、現在の 15,000 円から大幅に減額されるとの記事が出ており、担い手からは不安の声が大きくなっております。今回の見直しが、単なる交付金の減額に終わってしまえば、地域農業を牽引している規模の大きい担い手ほど、その影響は大きく、経営の存立すら脅かすことになります。

さらに、ご承知の通り農村では高齢化が進み、益々担い手への農地の集約が進むなかで、農地の維持管理も実質的に担い手が主体となって行っている現状にあります。また、水田を利用した、主食用米以外の麦、大豆、飼料用米、加工用米等の生産についても、実需と結びついた取組も担い手が主体であるなど、食料自給率の向上や地域農業の発展に資する取組みを積極的に行っているところです。

ところで、農林水産省の中間とりまとめ（案）をみると、担い手を対象とした「産業政策」に該当する部分の見直しは、以前の水田（畑作）経営安定対策をベースとしてその対象者要件を緩和するという措置に留まっており、必ずしも、今後育成・確保すべき担い手への支援強化にはなっていません。今回の見直しにより、これら担い手の経営が成り立たなくなれば、地域農業そのものが立ち行かなくなるといっても過言ではなく、生産現場の実態を踏まえたうえで、構造政策の流れに沿った見直しとすることが必要と考えます。

2. 施策の見直しにあたっての要望

農水省の中間とりまとめ（案）では、米の直接支払交付金の減額部分は、多面的機能支払いや水田活用の直接支払交付金等へ振替・拡充することとされていますが、今後、それらの施策の詳細を詰めるにあたっては、構造政策の方向性と矛盾することなく、地域農業の担い手の育成・確保につながり、その担い手が意欲を持って取り組めるような仕組みとすることが必要と考えます。

具体的には、

① 新たに創設される多面的機能支払については、現場では、大規模な法人等が、広範囲で営農に取り組んでいる実態がありますので、こうした複数の農業者が共同で取り組む農地の維持・保全活動も支援の対象となる仕組みとする

② 水田活用の直接支払交付金の拡充にあたり、水田フル活用ビジョンの作成、産地交付金の拡充が検討されていますが、その運用にあたっては、「産業政策」の視点を取り入れ、担い手の育成・確保、農地の集積にも資する仕組みとする

③ 政策変更が経営に及ぼす影響が大きいと予測されるため、激変緩和措置や追加の経営強化策を講じる

等が考えられます。

食料自給率の向上、多面的機能の維持を図るためには、意欲ある経営体が農業を継続し、発展していくことが重要です。このような経営体が将来にわたって展望の持てる安定した政策の構築を望みます。

以　上

平成 25 年 11 月 18 日

農林水産大臣
林　芳正　殿

公益社団法人　日本農業法人協会
会長　藤岡　茂憲
水田農業ワーキンググループ

経営安定対策の見直しや多面的機能支払の創設にかかる意見・要望について

1.　現在、検討されている経営安定対策の見直しに関する意見

現状の米の需給状況を踏まえると米政策等の見直しは必要と考えます。また、自民党の公約を踏まえると、米の直接支払交付金の見直しも必要であることは認識しています。

しかしながら、水田農業を経営の中心としている土地利用型経営体では、政府からの交付金がなければ、経営費を賄えない状況にあり、米の直接支払交付金も、このような担い手の所得として経営に組み込まれ定着しているのが実態です。

こうしたなかで、現在、米の直接支払交付金の減額が検討されていますが、新聞では、5,000 円、7,500 円と、現在の 15,000 円から大幅に減額されるとの記事が出ており、担い手からは不安の声が大きくなっております。今回の見直しが、単なる交付金の減額に終わってしまえば、地域農業を牽引している規模の大きい担い手ほど、その影響は大きく、経営の存立すら脅かすことになります。

さらに、ご承知の通り農村では高齢化が進み、益々担い手への農地の集約が進むなかで、農地の維持管理も実質的に担い手が主体となって行っている現状にあります。また、水田を利用した、主食用米以外の麦、大豆、飼料用米、加工用米等の生産についても、実需と結びついた取組も担い手が主体であるなど、食料自給率の向上や地域農業の発展に資する取組みを積極的に行っているところです。

ところで、農林水産省の中間とりまとめ（案）をみると、担い手を対象とした「産業政策」に該当する部分の見直しは、以前の水田（畑作）経営安定対策をベースとしてその対象者要件を緩和するという措置に留まっており、必ずしも、今後育成・確保すべき担い手への支援強化にはなっていません。今回の見直しにより、これら担い手の経営が成り立たなくなれば、地域農業そのものが立ち行かなくなるといっても過言ではなく、生産現場の実態を踏まえたうえで、構造政策の流れに沿った見直しとすることが必要と考えます。

2. 施策の見直しにあたっての要望

農水省の中間とりまとめ（案）では、米の直接支払交付金の減額部分は、多面的機能支払いや水田活用の直接支払交付金等へ振替・拡充することとされていますが、今後、それらの施策の詳細を詰めるにあたっては、構造政策の方向性と矛盾することなく、地域農業の担い手の育成・確保につながり、その担い手が意欲を持って取り組めるような仕組みとすることが必要と考えます。

具体的には、

① 新たに創設される多面的機能支払については、現場では、大規模な法人等が、広範囲で営農に取り組んでいる実態がありますので、こうした複数の農業者が共同で取り組む農地の維持・保全活動も支援の対象となる仕組みとする

② 水田活用の直接支払交付金の拡充にあたり、水田フル活用ビジョンの作成、産地交付金の拡充が検討されていますが、その運用にあたっては、「産業政策」の視点を取り入れ、担い手の育成・確保、農地の集積にも資する仕組みとする

③ 政策変更が経営に及ぼす影響が大きいと予測されるため、激変緩和措置や追加の経営強化策を講じる

等が考えられます。

食料自給率の向上、多面的機能の維持を図るためには、意欲ある経営体が農業を継続し、発展していくことが重要です。このような経営体が将来にわたって展望の持てる安定した政策の構築を望みます。

以　上